

平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標（案） 及び社会保険事業計画（案）について

1. 「平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）」について

- 中央省庁等改革基本法第16条に基づき、厚生労働大臣が、毎年度、社会保険庁が達成すべき目標を設定して、長官に通知する。
- その際、厚生労働省は、有識者第三者の意見を聴く。（本日の社会保険事業運営評議会）

2. 「平成19年度社会保険事業計画（案）」について

- 厚生労働大臣が定める「社会保険庁が達成すべき目標」を踏まえ、社会保険庁が、年度の事業計画として定める計画。（全国版の計画に基づき、地方社会保険事務局においても各々計画を定める。）
- 本日の社会保険事業運営評議会のご議論を踏まえた上で、修正を加え、3月14日の社会保険事業運営評議会に改めてご説明し、社会保険庁長官が策定する予定。
- 「事業運営方針」の策定の考え方
 - ・業務改革プログラム（平成17年9月策定、平成18年4月改定、同年8月再改定）に掲げた到達目標に向けた改革の取組を推進。
 - ・とりわけ、国民年金保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として全力を注ぐとともに、平成19年度からは、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努める方針を明示した。
- 「実施計画」策定の考え方
 - ・厚生労働大臣が示す「達成すべき目標」及び社会保険庁独自の目標に沿って、実施計画を策定。
 - ・業務改革プログラムの内容を含め、具体的に記述。

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

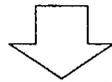
社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁等改革基本法
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

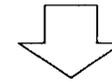
目標に対する実績の評価



目標設定
(2月)



実績報告(平成18
年度は9月末)



実績評価(平成18
年度は11月)

社会保険庁(本庁)

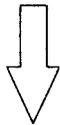
社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月)

運営評議会へ
の中間報告

実績報告

○翌年度の計画
への反映



全体計画案を示して地方
計画を策定指示(2月)、
調整後に確定(3月)



ヒアリング、指導・監察
(サービス推進課・社会保険
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険
事務所が取り組む計画を策定(3月)

中間報告の
ための集計

実績報告

○翌年度の計画
への反映

「平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）」について

平成19年度（案）	平成18年度
<p>平成19年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。</p> <p>また、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。</p> <p>なお、平成19年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上対策を最優先の課題として、重点的に取り組む<u>とともに、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努めることとする。</u></p>	<p>平成18年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめる「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。</p> <p>また、平成18年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上に重点的に取り組むこととする。</p>

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
1. 適用事務に関する事項 (1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】 適用事業所数に対する事業所調査件数(資格に関する調査を行ったもの)の割合: 4分の1以上 <u>注) 未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・訪問勧奨実施事業所数(平成18年度までは巡回説明実施事業所数) ・重点加入指導実施事業所数 ・被保険者数 ・資格取得被保険者数 ・資格喪失被保険者数 ・被扶養者数 ・賞与支払事業所数(年度延数) 	1. 適用事務に関する事項 (1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】 適用事業所数に対する事業所調査件数(資格に関する調査のみ)の割合: 4分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・巡回説明実施事業所数 ・重点加入指導実施事業所数 ・被保険者数 ・資格取得被保険者数 ・資格喪失被保険者数 ・被扶養者数 ・賞与支払事業所数(年度延数)
(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。 【数値目標】 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数: 前年度を下回る	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勧奨状送付件数 ・20歳到達者(住民基本台帳ネットワークにより把握したもの)の適用率 ・第1号被保険者数 ・第1号資格取得者数 ・第1号資格喪失者数 	(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。 【数値目標】 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数: 前年度を下回る	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勧奨状送付件数 ・20歳到達者(住民基本台帳ネットワークにより把握したもの)の適用率
(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数(社会保険業務センター受付分) 	(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数(社会保険業務センター受付分)

【事業所調査実績(平成18年11月末)】

適用事業所数	1,612,428事業所
事業所調査件数(4月~11月)	380,427件
割合	23.59%

【国民年金の届出勧奨の実績推移】

	15年度	16年度	17年度
勧奨状の送付件数(実績)	4,233千件	4,010千件	3,805千件

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率^{注)}：</p> <p>厚生年金保険：98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>政府管掌健康保険：97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険：92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上</p> <p>政府管掌健康保険：85%以上</p> <p>船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 ・保険料収納率 ・口座振替実施率 	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率：</p> <p>厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上</p> <p>政府管掌健康保険：85%以上</p> <p>船員保険：57%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 ・保険料収納率 ・口座振替実施率

<参考>

- ・保険料収納率については、17年度実績以上で、かつ、18年度と同等の実績を確保することとする。

【保険料収納率の実績推移】

	15年度	16年度	17年度
厚生年金保険	97.9%	98.2%	98.5%
政府管掌健康保険	97.3%	97.6%	97.9%
船員保険	91.1%	91.7%	92.1%

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>(2) <u>国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</u></p> <p>平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するように努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① <u>未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</u></p> <p>② <u>未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付率 ・口座振替実施率 ・戸別訪問件数 ・電話納付督促件数 ・催告状発行件数 ・最終催告状発行件数 ・督促状送付件数 ・コンビニ収納件数 ・免除件数 ・学生納付特例件数 ・若年者納付猶予件数 ・追納件数 	<p>(2) <u>国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率(過年度分を含めた納付率)の向上を図る。</u></p> <p>【数値目標】</p> <p>○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5% ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7% ・口座振替実施率：42% 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付率 ・口座振替実施率 ・戸別訪問件数 ・電話納付督促件数 ・催告状発行件数 ・最終催告状発行件数 ・督促状送付件数 ・コンビニ収納件数 ・免除件数 ・学生納付特例件数 ・若年者納付猶予件数 ・追納件数

【納付率の推移】

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

※ 時効前(納期から2年以内)に納付する者を含めると約7割が納付

【目標納付率】

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率(80%)を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
3. 保険給付事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 【数値目標】 被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く) 政府管掌健康保険 内容点検 806円以上 外傷点検 464円以上 船員保険 内容点検 1,173円以上 外傷点検 868円以上	<ul style="list-style-type: none"> 内容点検件数(過誤調整確定分) レセプト点検効果額(資格点検を除く) 被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く) 	3. 保険給付事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 【数値目標】 被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く) 政府管掌健康保険 内容点検 738円以上 外傷点検 511円以上 船員保険 内容点検 1,049円以上 外傷点検 1,067円以上	<ul style="list-style-type: none"> 内容点検件数(過誤調整確定分) レセプト点検効果額(資格点検を除く) 被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)

<参考>

- レセプト点検の重点項目である内容点検、外傷点検についての数値目標を掲げることとし、平成17年度の実績以上とする。
- 資格点検のうち、「本人・家族誤り」については、保険給付の削減効果がないことから、平成17年度から、医療機関への返戻対象から除いている。

【レセプト点検効果額の実績推移】

		15年度	16年度	17年度
政府管掌健康保険	資格点検	2,455円	2,499円	2,147円
	内容点検	678円	738円	806円
	外傷点検	607円	511円	464円
	計	3,740円	3,748円	3,416円
船員保険	資格点検	8,466円	7,572円	7,529円
	内容点検	1,564円	1,049円	1,173円
	外傷点検	1,155円	1,067円	868円
	計	11,185円	9,688円	9,570円

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料(費)、家族埋葬料：3週間以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現金給付費 被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び達成率 	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)</p> <p>傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 埋葬料(費)：3週間以内 家族埋葬料：3週間以内</p> <p>(※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現金給付費 被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均処理日数

<参考>

- サービススタンダードについて、平成19年度においては、内部事務処理の効率化に重点を置いた取り組みを推進するため、目標達成率を「すべての給付について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%」とした。

【健康保険給付関係(平成17年度実績)】

給付種別	平均所要日数	達成率
傷病手当金	18.5日	85.6%
出産手当金	18.2日	87.6%
出産育児一時金	16.6日	94.2%
家族出産育児一時金	16.6日	94.4%
埋葬料(費)	18.2日	85.6%
家族埋葬料	17.5日	88.3%

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) 障害基礎年金：3か月以内 障害厚生年金：3か月半以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付費 年金受給権者数 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び達成率 新規裁定者あてパンフレット送付件数 	<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) 障害基礎年金：3ヶ月以内 障害厚生年金：3ヶ月半以内</p> <p>(※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付費 年金受給権者数 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均処理日数 新規裁定者あてパンフレット送付件数 老齢年金新規受給者への説明会開催回数

<参考>

- サービススタンダードについて、平成19年度においては、内部事務処理の効率化に重点を置いた取り組みを推進するため、目標達成率を「すべての給付について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%」とした。

【年金給付関係(平成17年度実績)】

給付種別	平均所要日数	達成率
老齢基礎年金	31.4日	98.7%
老齢厚生年金	33.4日	98.3%
遺族基礎年金	36.7日	93.7%
遺族厚生年金	32.1日	97.7%
障害基礎年金	61.9日	94.0%
障害厚生年金	92.7日	73.5%

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合： 政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者） 船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者） ○事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施割合（40歳以上の被保険者） ・事後指導実施割合 	<p>4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合： 政府管掌健康保険：32%以上（40歳以上の被保険者） 船員保険：38%以上（40歳以上の被保険者） ○事後指導：実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績を上回る</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施割合（40歳以上の被保険者） ・事後指導実施割合

【健診の実施割合（平成17年度実績）】

健診実施割合 (40歳以上被保険者)	政府管掌健康保険	29.3%
	船員保険	32.3%
事後指導実施割合		35.3%

平成19年度(案)		平成18年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
5. 広報、情報公開、相談等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページアクセス数 	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページアクセス数
<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の<u>35%以上</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に対する年金セミナーの実施率 	<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の<u>25%以上</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に対する年金セミナーの実施率
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談者数（来訪相談者数） ・ 被保険者記録の事前通知件数 ・ 35歳到達者への通知件数 ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 ・ 年金加入状況の通知件数 	<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談者数（来訪相談者数） ・ 被保険者記録の事前通知件数 ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 ・ 年金加入状況の通知件数
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト開示件数 ・ 研修参加人数 ・ 情報公開法に基づく開示請求件数 	<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト開示件数 ・ 研修参加人数 ・ 情報公開法に基づく開示請求件数

【生徒に対する年金セミナー実施率（平成17年度実績）】

全中学・高校数	16,453校
実施校数	4,722校
実施率	28.7%